

令和3年5月31日

## 第42回上小圏域障がい者自立支援協議会 本会次第

場所 上田合同庁舎6F

時間 13:30~16:00

### ■ 開会

### ■ 副会長挨拶

### ■ 会議事項

#### (1) 自己紹介

#### (2) 令和3年度 運営委員会計画報告

地域生活支援拠点プロジェクト

(緊急ショートステイ運営委員会・相談支援体制整備検討委員会)

地域包括ケアシステム検討委員会

医療的ケア児等支援連携推進委員会

#### (3) 令和3年度権利擁護委員会計画報告

#### (4) 令和3年度 各専門部会計画報告

ア 地域生活移行専門部会計画

イ 療育・発達専門部会計画

ウ 就労支援専門部会計画

エ 人材育成専門部会計画

オ 生活支援専門部会計画

#### (5) 上小圏域障害者総合支援センター 令和2年度事業報告

ア 上小地域障害者自立生活支援センター（基幹相談支援センター）事業

（障がい児者療育等支援事業・発達障がいサポートマネージャー配置事業含む）

イ 上小圏域障害者就業・生活支援センター（SHAKE）事業

### ■ その他

第43回 上小圏域障がい者自立支援協議会

本会予定 令和3年10月下旬 13:30~16:00

令和3年度 上小圏域障がい者自立支援協議会

## 運営委員会 年間計画

テーマ	① 上小圏域障がい者自立支援協議会・本会運営及び各委員会・専門部会の運営 ② 第6期障害福祉計画/第2期障害児福祉計画の進捗管理 ③ 各委員会・専門部会からの課題検討の整理と検討 ④ 長野県自立支援協議会との連動 ⑤ 地域生活支援拠点の体制強化と地域包括ケアシステムにおける地域ケア会議の実践 ⑥ 新型コロナウイルス感染拡大防止による福祉サービス事業継続体制への強化
上小圏域第6期障害福祉計画 重点施策の該当項目	
	○緊急時支援台帳整備の推進と感染症対策にも対応できる地域生活支援拠点の機能強化を図ります。 ○地域包括エリアごとに協議検討を積み上げ、多職種及び地域住民の連携システムを構築します。 ○主任相談支援専門員の配置を促進するとともに、圏域内でのOJTの体制整備を図ります。

開催予定

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



回/日付	内容/場所
第1回 4月20日	令和3年度 運営委員会 計画並びに各部会計画の検討 第42回 上小圏域障がい者自立支援協議会 本会内容の検討 場所：丸子自治センター
第2回 5月14日	第42回 上小圏域障がい者自立支援協議会 本会内容の検討 場所：上田市ふれあい福祉センター
第3回 7月21日	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗管理と推進検討 長野県自立支援協議会 本会報告 場所：上田市ふれあい福祉センター
第4回 9月27日	第43回 上小圏域障がい者自立支援協議会 本会内容の検討 場所：上田市ふれあい福祉センター
第5回 12月22日	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗管理と推進検討 長野県自立支援協議会 本会報告 場所：上田市ふれあい福祉センター
第6回 2月18日	第44回 上小圏域障がい者自立支援協議会 本会内容の検討 令和3年度 運営委員会の振り返り 場所：上田市ふれあい福祉センター

参加機関	福祉事業所	上田市障がい者支援課 福祉係長 2名 上田市丸子市民サービス課 福祉係長 上田市真田市民サービス課 福祉係長 東御市福祉課 福祉係長 長和町町民福祉課 福祉係長 青木村住民福祉課 福祉係長
	委員長	長野県上田保健福祉事務所 福祉係長
	事務局	上小圏域基幹相談支援センター

# 上小圏域障がい者自立支援協議会設置・運営要綱

## 第1 運営協議会の設置

上小圏域に居住する障がいのある方の福祉・医療・保健・就労・教育等に関する各種サービスの総合的な調整及び推進を図り、相談支援事業をはじめとした上小圏域全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として「上小圏域障がい者自立支援協議会」（以下、「自立支援協議会」という。）を設置する。

## 第2 自立支援協議会の役割

自立支援協議会は、障害者総合支援法の趣旨に則り、圏域内各市町村の能動的な関わりを基本として、次の事項を協議する。

- (1) 上小圏域障害者総合支援センターの活動方針の調整
- (2) 「上小地域障害者自立生活支援センター運營業務要綱並びに、障害者相談支援員設置業務要領」に掲げる業務の調整及び実施状況の把握
- (3) 市町村から委託を受けた相談支援事業の実施計画及び運営評価
- (4) 市町村及び上小圏域の障害福祉計画
- (5) 相談支援専門員等の活動及び上小圏域の相談支援体制の整備
- (6) 上小圏域の社会資源の充実や福祉制度の改善、処遇困難事例への対応
- (7) 長野県自立支援協議会への提案
- (8) 障がい者の権利擁護を推進し、紛争解決に努める障害者差別解消支援地域協議会（代表者会議）の機能を併せ持つ
- (9) その他必要な事項

## 第3 構成

自立支援協議会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 圏域内各市町村の障がい福祉担当課長
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 上田保健福祉事務所福祉課長
- (4) 上田保健福祉事務所健康づくり支援課長
- (5) 上小圏域障害者総合支援センター所長
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 上小圏域の保健・福祉・医療・教育・就労に関心を持つ者で自立支援協議会が指名した者

2 委員のうち1人を会長とする。会長は委員の互選とし、会長は自立支援協議会を代表し、その業務を総理する。副会長は、上小圏域内の市町村福祉課長が務める。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会長職を含め委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、任期途中で交代した委員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第4 自立支援協議会の開催

自立支援協議会は、委員の求めに応じ会長が召集する。

2 自立支援協議会の議長は会長が務める。会長が欠席の際は、副会長が務める。

## 第5 運営委員会

自立支援協議会の企画・運営に関する協議を行うため、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、権利擁護委員会（実務者会議）の機能を併せ持つ。
- 3 運営委員は、次の者で構成する。
  - (1) 上田保健福祉事務所福祉課 担当係長
  - (2) 各専門部会の部会長（圏域内市町村の障がい福祉担当係長）
  - (3) 障害者総合支援センター所長及び就業・生活支援センター長
  - (4) その他運営委員の協議で指定する人

## 第6 専門部会

上小圏域内の障がい児者の支援に関する細部の専門事項について協議するために、専門部会を置くことができる。

- 2 各専門部会長は、運営委員会において選出された者
- 3 各専門部会の委員は、運営委員と協議の上、部会長が指名する。
- 4 専門部会は部会長が招集する。

## 第7 ワーキングチーム

自立支援協議会には、障がい福祉の推進のため、必要に応じて調査・研究を行うワーキングチームを置くことができる。

## 第8 事務局

事務局は、上小圏域障害者総合支援センターに置く。

### 2 事務局員

上小圏域障がい者自立支援協議会の事務局担当者を、上小圏域障害者総合支援センター内に配置する。なお、上小圏域障害者総合支援センターの職員は事務局員との連携を図り、部会運営に努める。

## 第9 その他

この要綱に定めのない事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月21日から適用する。

附 則

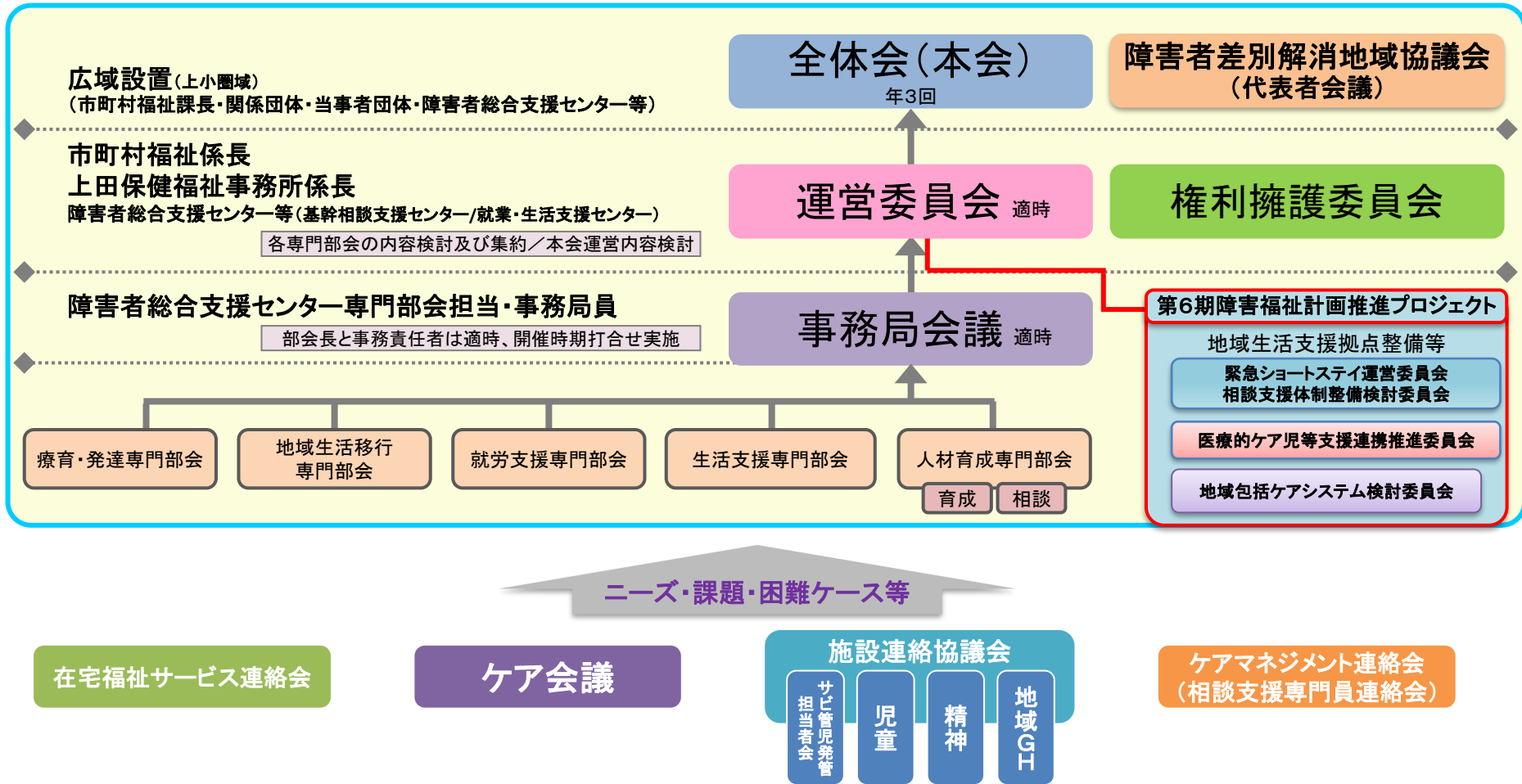
この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月31日から適用する。

附 則

# 【2021年度 上小圏域障がい者自立支援協議会組織図】



## 2 上小圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：上田市、東御市、長和町、青木村)

### 1 現状

(R2.5.1)

圏域内総人口(R2.4.1)	192,314 人
身体障がい者・児数(R2.3 末)	8,067 人
知的障がい者・児数(R2.3 末)	2,020 人
精神障がい者・児数(R2.3 末)	2,413 人
重症心身障がい者・児数(R2.3 末)	69 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R2.3 末)	157 人
特定医療費等受給者数(R2.3 末)	1,420 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R2.8 末)	984 人
医療的ケア児数(R2.10)	33 人

小学校	33 校	
中学校	15 校	
特別支援学校	1 校	
児童生徒数	小学部	89 人
	中学部	54 人
	高等部	74 人
	うち訪問教育対応者	3 人
	うち重度重複学級在学者	6 人

※障がい者・児数は、手帳所持者

### 2 特性・施策の方向性等

- 緊急時支援台帳整備の推進と感染症対策にも対応できる地域生活支援拠点の機能強化を図ります。
- 地域包括エリアごとに協議検討を積み上げ、多職種及び地域住民の連携システムを構築します。
- 障がい児の緊急時支援体制や放課後及び長期休暇中の支援基盤(放課後等デイサービスなど)の整備と支援の質の向上を図ります。
- 医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を図ります。
- 就労系事業所における情報共有ツールの普及に努め、一般就労希望者の支援と定着率向上を図ります。
- 地域移行支援の推進と同時に、共同生活援助等の夜間支援体制の充実を図ります。
- 療育支援の充実とともに、強度行動障害児者のサービス提供事業所の体制整備に向け協議の機会を作ります。
- 主任相談支援専門員の配置を促進するとともに、圏域内でのOJTの体制整備を図ります。

### 3 成果目標

目標	基準となる数値	目標割合	目標値(令和5年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	249 人(R1年度末入所者数)	のうち 6.0%	15 人移行
施設入所者の減少数	249 人(R1年度末入所者数)	のうち 0.4%	1 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	27 人(R1年度)	の 1.44 倍増	39 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	12 人(R1年度)	の 1.50 倍増	18 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	1 人(R1年度)	の 3.00 倍増	3 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	14 人(R1年度)	の 1.21 倍増	17 人移行
目標	目標内容(令和5年度)		
就労移行支援等から一般就労移行者のうち就労定着支援の利用者と割合	27 人 ( 69%)		
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数と割合	4 事業所 (100%)		
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	整備数 1 箇所 運用状況の検証等 年 3 回		
児童発達支援センターの設置	既存事業所を活用し必要に応じ体制強化		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	既存事業所を活用し体制強化		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を確保		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	既存事業所を活用し体制強化		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター 3 人配置		
相談支援体制の充実・強化等	圏域を単位に体制を確保		

#### 4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	8,070	9,142	9,498	9,850
生活介護	人日分	10,662	10,791	10,968	11,148
自立訓練(機能訓練)		36	79	92	107
自立訓練(生活訓練)	※2	556	602	595	610
就労移行支援		565	754	822	872
就労継続支援(A型)		516	603	626	669
就労継続支援(B型)		9,316	9,618	9,918	10,240
就労定着支援		8	16	18	18
療養介護	人分	40	42	43	43
短期入所(福祉型)	人日分	597	712	767	824
短期入所(医療型)	人日分	34	52	60	71
自立生活援助	人分	8	10	10	12
うち精神障がい者		3	4	4	5
共同生活援助		224	258	264	269
うち日中サービス支援型	人分	0	5	5	5
うち精神障がい者		71	76	79	81
地域生活支援拠点等(※3)	箇所回数	1	1	1	1
施設入所支援	人分	246	260	259	258
計画相談支援		435	472	485	498
地域移行支援		2	5	6	6
うち精神障がい者		1	4	4	4
地域定着支援		97	210	257	315
うち精神障がい者	9	93	114	140	
児童発達支援	人日分	1,298	1,340	1,366	1,393
医療型児童発達支援		39	52	62	74
放課後等 デイサービス		1,815	1,886	1,960	2,038
保育所等訪問支援		6	10	12	12
居宅訪問型児童発達支援		1	2	3	4
福祉型障害児入所施設	人分	1	2	2	2
医療型障害児入所施設		5	7	7	8
障害児相談支援		95	100	105	110
医療的ケア児等 コーディネーター配置人数 ペアレントトレーニング 等の受講者数(※4)	人	0	3	3	3
ペアレントメンターの人数(※4)	人/年	-	76	76	76
ピアサポートの活動への参加人数(※4)		-	12	12	12
		-	4	6	8

基盤整備 サービス名	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)
生活介護	事業所数	25	27	29	31
自立訓練(機能訓練)		0	1	1	1
自立訓練(生活訓練)		5	5	5	5
就労移行支援		5	5	6	7
就労継続支援(A型)		2	3	4	4
就労継続支援(B型)		30	31	32	33
就労定着支援		2	3	4	4
療養介護		1	1	1	1
短期入所(福祉型)		15	15	15	15
短期入所(医療型)		1	1	1	1
自立生活援助		1	2	4	5
共同生活援助		住居数	67	74	78
うち日中サービス支援型					
施設入所支援	事業所数	7	7	7	7
特定相談支援		30	32	34	35
一般相談支援(地域移行支援)		8	10	11	12
一般相談支援(地域定着支援)		9	11	12	13
児童発達支援		6	6	6	7
医療型児童発達支援		0	1	1	1
放課後等 デイサービス		11	15	16	17
保育所等訪問支援		3	3	3	4
居宅訪問型児童発達支援		0	1	2	3
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設		0	0	0	0
障害児相談支援		15	16	18	19

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数と1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

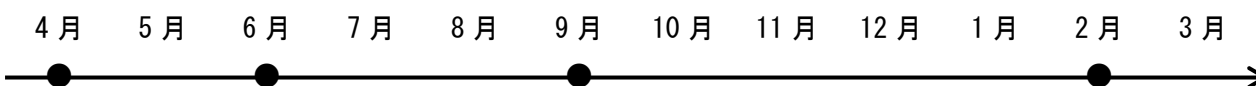
令和3年度 上小圏域障がい者自立支援協議会

## 緊急ショートステイ運営委員会

## 相談支援体制整備検討委員会 年間計画

テーマ	① 地域生活支援拠点の機能強化の推進（コロナ禍における運営評価と課題検討） ② 地域定着支援体制及び自立生活援助による地域相談支援体制の推進 ③ 指定相談支援事業所機能強化型の共同支援体制整備の推進
上小圏域第6期障害福祉計画 重点施策の該当項目	
○緊急時支援台帳整備の推進と感染症対策にも対応できる地域生活支援拠点の機能強化を図ります。 ○主任相談支援専門員の配置を促進するとともに、圏域内でのOJTの体制整備を図ります。	

開催予定



回/日付	内容/場所
第1回 4月20日	令和3年度計画の検討 場所：丸子自治センター
第2回 6月22日	令和2年度地域生活支援拠点（緊急ショートステイ運営委員会）の振り返り 地域生活支援拠点登録並びに令和3年度報酬改定における相談支援体制の情報提供 場所：調整中
第3回 9月予定	令和3年度地域生活支援拠点（緊急ショートステイ運営委員会）の中間報告 場所：未定
第4回 2月予定	令和3年度地域生活支援拠点（緊急ショートステイ運営委員会）の振り返り 場所：未定

参加機関	福祉事業所	拠点委託法人の代表者（理事長・施設長・事業所責任者など） 指定一般相談支援事業所の管理者・相談支援専門員 地域生活支援拠点登録指定特定相談支援事業所の管理者・相談支援専門員 地域生活支援拠点・契約法人の事務長または担当者
	行政機関	東御市障害福祉課係長、長和町町民福祉課係長、 青木村住民福祉課係長、長野県上田保健福祉事務所福祉課
	委員会長	上田市障がい者支援課係長
	事務局	上小圏域基幹相談支援センター



## 上小圏域地域生活支援拠点等事業実施要領

### (事業の目的)

第1条 この要領は、地域生活における安心・安全の確保を図るため、介護者が疾病等により不在となり、居宅で介護が受けられない障がい児者について、あらかじめ緊急受入先として確保した短期入所施設において、円滑に受け入れ、適切な介護を提供するための緊急ショート事業のほか、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を推進し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、上田市、東御市、長和町及び青木村の上小圏域市町村とし、事務局を上田市福祉部障がい者支援課に置く。

2 実施主体は、事業の一部を社会福祉法人又は特定非営利活動法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託して実施することができるものとする。この場合、実施主体は社会福祉法人等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むとともに、社会福祉法人等から報告を求めるものとする。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、上小圏域に在住し、別表1のガイドラインの項目に該当する障がい児者とする。

### (事業の内容等)

第4条 地域の事業者が機能を分担し、上小圏域障がい者自立支援協議会等を活用しながら、面的な支援を行う体制とし、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録のうえ、常時の連絡体制を確保する体制や、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な相談支援を行う機能
- (2) 短期入所等を活用した緊急時の受入体制や医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的な対応の体制確保や、専門的な人材の養成を担う機能（基幹相談支援センター等が開催する事例検討会の開催等）
- (5) 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

### (運営方法)

第5条 第4条に掲げる事業を運営するため、上小圏域市町村、障害福祉サービス事業者、社会福祉協議会、地域の関係団体、医療機関、当事者又はその家族等を構成員とする地域生活支援拠点等整備に関わる連絡会を開催し、地域の現状分析や必要な機能の整理、地域生活支援拠点等の整備の方針等について検討を行う。

(委託料)

第6条 第4条に掲げる事業のうち、実施主体が事業を委託する場合の委託料は別に定める。

(実績報告)

第7条 委託業務が終了したときは、委託業務の成果を記載した事業報告書、収支決算書等を実施主体に提出しなければならない。

(地域生活支援拠点の機能を担う事業所)

第8条 第4条に掲げる事業の機能を担う事業所は、運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として規定し、実施主体に届け出た上で、上小圏域市町村の承認により、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となることができる。構成事業所は別表2に記載する。

- 2 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所は、地域生活支援拠点等に係る報酬の算定ができるが、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意することとする。
- 3 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所は、実施した事業内容の記録を作成のうえ、5年間保存し、実施主体等から求めがあった場合は提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 事業実施団体の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な事項は、地域生活支援拠点等整備に関わる連絡会にて協議を行い、定めることとする。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

上小圏域内における地域相談支援（地域定着支援対象のガイドライン）

利用者住所		記入日	平成	年	月	日
利用者名		相談支援事業所				
		相談支援専門員				

1. 居宅で単身生活者であり、連絡体制や緊急時に支援が必要な方

勘案項目	備考
病院・施設等からの地域移行し、単身で生活を開始される方	
ライフラインの故障・破損等が生じた際に、修理等の相談や調整が出来ない方	
サービスの事業所の頻繁な変更や拒否等で、仲介的に相談支援が必要な方	
月に2回以上の、相談や訪問を相談支援専門員が実施している方	
慢性疾患による緊急搬送等の連絡や入院の準備・手続が出来ない方	
障害福祉サービス利用は無く、定期的に行行政や委託相談が訪問している方	
精神的不穏が生じた際に、連絡調整や同行支援が必要な方	
居宅介護や訪問看護の定期訪問時等に、支援計画以外要望や支援が必要な方	
成年後見制度(第三者)や日常生活自立支援事業を利用している方	

2. 家族と同居しているが、家族が障害・高齢・疾病（要介護状況や認知症・病気）・同居家族の就労状況（夜勤労働等の変則勤務や出張が多い等）により、家族の応援が得られない利用者

勘案項目	備考
病院・施設等からの地域移行し、単身で生活を開始される方	
ライフラインの故障・破損等が生じた際に、修理等の相談や調整が出来ない方	
サービスの事業所の頻繁な変更や拒否等で、仲介的に相談支援が必要な方	
月に2回以上の、相談や訪問を相談支援専門員が実施している方	
慢性疾患による緊急搬送等の連絡や入院の準備・手続が出来ない方	
障害福祉サービス利用は無く、定期的に行行政や委託相談が訪問している方	
精神的不穏が生じた際に、連絡調整や同行支援が必要な方	
居宅介護や訪問看護の定期訪問時等に、支援計画以外要望や支援が必要な方	
成年後見制度(第三者)や日常生活自立支援事業を利用している方	
本人が混乱して、家族の支援では解消できない等が想定できる方	

※ 施設・グループホーム・宿泊型自立訓練以外の利用者になります。

3. その他、地域定着支援として応援が必要と思われる特記事項

--

別表2（第8条関係）

## 地域生活支援拠点の機能を担う事業所

事業所名	事業名	住所・連絡先	担う機能
(福)りんどう信濃会 上田悠生寮	短期入所	上田市諏訪形 1834-4 0268-23-3838	緊急時の受入対応
(福)縦の木福祉会 山の子学園共同村	障害者支援施設 短期入所	長和町大門 3527-4 0268-69-2445	緊急時の受入対応
(福)縦の木福祉会 とらいあぐる	特定相談支援 一般相談支援 障害児相談支援	長和町古町 2803 0268-71-0093	緊急時の相談等
(福)かりがね福祉会 ライフステージかりがね	障害者支援施設 短期入所	上田市真田町長 6430-1 0268-72-3431	緊急時の受入対応
(福)ちいさがた福祉会 ナナーラ	短期入所	東御市祢津 351-1 0268-63-6660	緊急時の受入対応
(福)上田しいのみ会 しいのみ療護園	短期入所	上田市下室賀 2826 0268-31-0001	緊急時の受入対応
(福)りんどうの会 第三上田ひもろ木園	障害者支援施設 短期入所	上田市保野 566 0268-38-7169	緊急時の受入対応
(福)上田明照会 ともいきライフ住吉	障害者支援施設 短期入所	上田市住吉 1418-6 0268-24-7616	緊急時の受入対応
(特非)上小地域障害者自 立生活支援センター	特定相談支援 一般相談支援 障害児相談支援 自立生活援助	上田市中央 3-5-10 0268-28-5522	緊急時の相談等
(特非)カナン 相談支援事業所 カナン	特定相談支援 一般相談支援	上田市中央 1-8-8 鷹匠町 2000 ビル 2 階 0268-75-8740	緊急時の相談等
(福)かりがね福祉会 相談支援事業所 つつじ	特定相談支援 一般相談支援 障害児相談支援	上田市真田町長 6430-1 0268-72-3431	緊急時の相談等
(一社)ひといき	特定相談支援 一般相談支援 障害児相談支援	東御市下之城 748	緊急時の相談等

令和2年度末 上小圏域地域生活支援拠点（緊急ショートステイ）振り返り

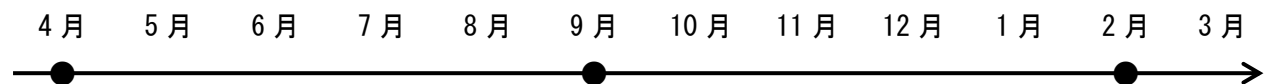
質問事項 輪番法人	輪番月に限らず、利用者及びその家族等の緊急により、短期入所を受け入れたケース数	左記で、ケースを受け入れた緊急内容	虐待案件での緊急保護として、短期入所で受け入れたケース数	体験利用として、短期入所で受け入れたケース数	左記で、体験利用として受け入れた内容	貴法人の相談支援専門員による、緊急受入調整により、短期入所利用を受け入れたケース数
ともいきライフ住吉	2 上記のうち輪番月(1)	・母子で2人暮らし。母親が急きよ入院となり緊急受入れ ・アパートで独り暮らし。主の状況悪化・近隣トラブルもあり緊急受入れ(輪番月で緊急ショート)	0	0	—	1
第三上田ひもろ木園	0 上記のうち輪番月(0)	—	0	2	・高齢の母と2人暮らし、将来を見据え緊急時想定の体験	0
ライフステージかりがね	1 上記のうち輪番月(0)	・冠婚葬祭のため	0	6	・コロナ対策(ステイホーム)② ・定期的週末利用 ・GHから入所利用までの過渡期待利用② ・退院後の生活支援	0
しいのみ療護園 上田しいのみ園	0 上記のうち輪番月(0)	—	0	0	—	0
山の子学園共同村	0 上記のうち輪番月(0)	—	0	1	・入所予定の精神科病院入院中の利用者	0
上田悠生寮	3 上記のうち輪番月(2)	・自宅で単身生活。感染症拡大防止対策として ・上記の方を避難勧告により ・GHを飛び出し直ぐに入院できず緊急ショートで受入れ	0	0	—	0
ナナーラ	0 上記のうち輪番月(0)	—	0	0	—	0
	6		0	9		1

令和3年度 上小圏域障がい者自立支援協議会

## 地域包括ケアシステム検討委員会 年間計画

テーマ	① 上小圏域内の地域ケア会議での課題の集約と共有による検討（運営委員会） ② 他職種や地域住民含めた地域ケア会議の開催（介護保険移行期会議含む） ③ 児童含めたシステムの検討（各市町村ごと） ④ 居住支援協議体制の情報共有と検討
上小圏域第6期障害福祉計画 重点施策の該当項目	○地域包括エリアごとに協議検討を積み上げ、多職種及び地域住民の連携システムを構築します。

開催予定（地域包括エリアでの地域ケア会議は、年間通じて随時開催）



回/日付	内容/場所
第1回 4月20日	年間委員会計画 上小圏域内の地域ケア会議での課題の集約と共有による検討 場所：丸子自治センター
第2回 9月27日	上小圏域内の地域ケア会議での課題の集約と共有による検討 場所：上田市ふれあい福祉センター
第3回 2月18日	上小圏域内の地域ケア会議での課題の集約と共有による検討（R3 振り返り） 場所：上田市ふれあい福祉センター
随時開催	地域包括ケアエリアでの地域ケア会議 場所：地域包括ケアエリア会場

※運営委員会での課題整理により、多職種での検討テーマが上がった際には検討会を開催する。  
 （協議内容の概要を協議会報告とし、圏域版としてまとめる）

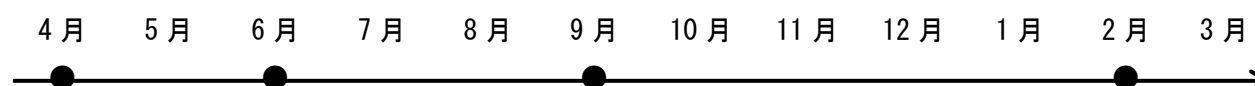
参加機関	相談支援事業所	相談支援専門員
	地域包括支援センター	主任介護支援専門員または社会福祉士
	居宅介護事業所	管理者または介護支援専門員
	行政機関	長野県上田保健福祉事務所福祉課 市町村障害福祉係長及び推進担当者 市町村健康推進課保健師
	社会福祉協議会	事業計画やスケジュールに応じて適時参加依頼
	児童分野	事業計画やスケジュールに応じて適時参加依頼
	委員長	上田市障がい者支援課 係長
	事務局	上小圏域基幹相談支援センター

令和3年度 上小圏域障がい者自立支援協議会

## 医療的ケア児等支援連携推進委員会 年間計画

テーマ	① 医療的ケア児等総合相談窓口（圏域窓口）の更新と周知（パンフレット更新） ② 医療的ケア児の放課後・長期休暇支援体制の整備（基盤整備）の検討 ③ 医療的ケア児の緊急時支援も想定した登録支援台帳の更新 ④ 医療的ケア児等コーディネーター活動と課題整理 ⑤ 医療的ケア児への訪問看護等医療職の人材育成や連携体制システムの検討 ⑥ 医療的ケア児等のショートステイ利用ニーズの課題検討
上小圏域第6期障害福祉計画 重点施策の該当項目	
○医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を図ります。	

## 開催予定



回/日付	内容/場所
第1回 4月20日	令和3年度委員会事業計画の検討と確認 場所：丸子自治センター
事務局会議 5月18日	前年度より引き継いだテーマの確認と今年度の委員会運営方法について 場所：上田市ふれあい福祉センター
第2回 6月28日	① 医療的ケア児等総合相談窓口（圏域窓口）の更新と周知（パンフレット更新） ② 医療的ケア児の放課後・長期休暇支援体制の整備（基盤整備）の検討 ☆医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）の検討 ⑤ 医療的ケア児への訪問看護等医療職の人材育成や連携体制システムの検討 場所：丸子ふれあいステーション
第3回 9月予定	② 医療的ケア児の放課後・長期休暇支援体制の整備（基盤整備）の検討 ③ 医療的ケア児の緊急時支援も想定した登録支援台帳の更新 ④ 医療的ケア児等コーディネーター活動と課題 場所：未定
第4回 2月予定	② 医療的ケア児の放課後・長期休暇支援体制の整備（基盤整備）の検討 ⑥ 医療的ケア児等のショートステイ利用ニーズの課題検討 ☆令和3年度 委員会活動の振り返り 場所：未定
不定期 開催	・テーマ別課題整理により、検討会が必要な場合に追加で開催予定 ・医療的ケア児等支援者スキルアップ研修（仮称）について新型コロナ感染状況をみながら開催検討

参加機関	① 医療関係機関	病院（MSW・OT・PT・ST等）※医師 訪問看護ステーション
	② 福祉事業所	医療的ケア児者への通所・短期入所事業所 訪問入浴サービス事業所 居宅介護支援事業所 相談支援事業所（重症心身障がい児者担当者）
	③ 教育機関	特別支援学校
	④ 行政機関	長野県上田保健福祉事務所福祉課 長野県上田保健福祉事務所健康づくり支援課 市町村障害福祉児童担当者
	行政機関（保健師）	市町村健康推進課保健師
	⑤ 委員会長 事務局	NPO 法人 シャイン 所長 上小圏域基幹相談支援センター

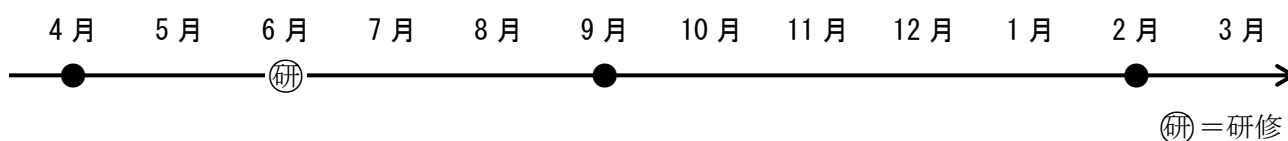


令和3年度 上小圏域障がい者自立支援協議会

## 権利擁護委員会(虐待・権利) 年間計画

テーマ	「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援に関する法律(障がい者虐待防止法)」圏域内研修の企画・運営
上小圏域第6期障害福祉計画 重点施策の該当項目	○地域包括エリアごとに協議検討を積み上げ、多職種及び地域住民の連携システムを構築します。

開催予定



回/日付	内容/場所
事務局 会議 4月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間計画の作成</li> <li>圏域内 障がい者虐待防止センター向け虐待防止・権利擁護研修の企画</li> <li>圏域内 事業所職員向け虐待防止・権利擁護研修の企画、打ち合わせ(アンケート作成)</li> </ul> 場所：丸子自治センター
第1回 6月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域内 障がい者虐待防止センター(市町村)向け虐待防止・権利擁護研修実施</li> </ul> 場所：上田市ふれあい福祉センター
第2回 9月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域内 障がい者虐待防止センター向け虐待防止・権利擁護研修振り返り</li> <li>圏域内 事業所職員向け虐待防止・権利擁護研修のアンケート結果確認</li> </ul> 場所：上田市ふれあい福祉センター
第3回 2月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>上小圏域内虐待案件の検証</li> <li>権利擁護委員会振り返りと来年度に向けての意見交換</li> </ul> 場所：上田市ふれあい福祉センター

※圏域内 事業所職員向け虐待防止・権利擁護研修については、事業所アンケートの結果をまとめてから検討を行う予定であるため、必要に応じて随時権利擁護委員会で検討を行っていくこととする。

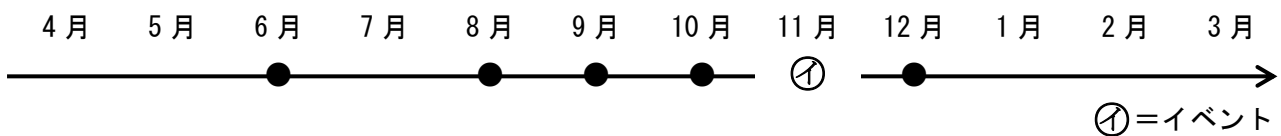
参加機関	連絡会、協議会	上小地区心身障害者施設連絡協議会代表
	行政機関	上田市真田市民サービス課 係長
		上田市障がい者支援課 係長
		上田市丸子市民サービス課 係長
		上田市武石市民サービス課 係長
		(上田市障がい者虐待防止センター 本庁・真田・丸子・武石)
		東御市福祉課(東御市障がい者虐待防止センター) 福祉係長
		長和町町民福祉課(長和町障がい者虐待防止センター) 福祉係長
		青木村住民福祉課(青木村障害者虐待防止センター) 福祉係長
		長野県上田保健福祉事務所福祉課 福祉係長
		上小圏域成年後見センター 所長
	部会長	上田市真田市民サービス課 係長
	事務局	上小圏域基幹相談支援センター

令和3年度 上小圏域障がい者自立支援協議会

## 権利擁護委員会(モッシュュ!) 年間計画(案)

テーマ	◇『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)』 啓発活動としてのイベント(モッシュュ!~人をまちでつなぐ「わたし」たちの プロジェクト~)企画と開催 ① 小中学生対象に啓発~ワークショップ等 ② 自治会対象に啓発~講演会等
上小圏域第6期障害福祉計画 重点施策の該当項目	○地域包括エリアごとに協議検討を積み上げ、多職種及び地域住民の連携システム を構築します。

開催予定



回/日付	内容/場所
第1回 6月予定	『モッシュュ!』企画内容の確認と流れについて 場所: 上田市ふれあい福祉センター
第2回 8月予定	イベント企画① 場所: 上田市ふれあい福祉センター
第3回 9月予定	イベント企画② 場所: 上田市ふれあい福祉センター
第4回 10月予定	イベント企画③ 場所: 上田市ふれあい福祉センター
第5回 11月予定	イベント実施 場所: 上田市ふれあい福祉センター
第6回 12月予定	振り返り 場所: 上田市ふれあい福祉センター

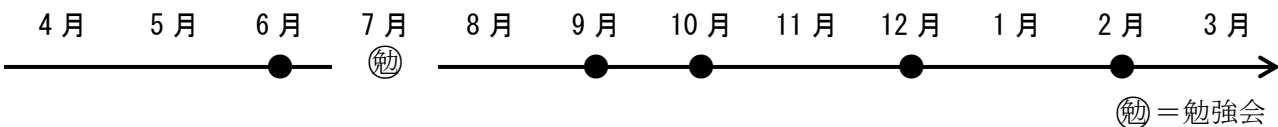
参加機関	連絡会、協議会	権利擁護委員
	福祉事業所	リベルテ、ぽけっと、あとらす、SORA 等
	教育機関	清明小学校、塩尻小学校、第二中学校
	地域関係者	二中区自治会長および児童・民生委員 手をつなぐ育成会 JDD、よつ葉の会 等
	部会長	上田市真田市民サービス課 係長
	事務局	上小圏域基幹相談支援センター

令和3年度 上小圏域障がい者自立支援協議会

## 地域生活移行専門部会 年間計画（案）

テーマ	① 長期入院患者等の地域移行に関する取り組み（医療機関等との体制整備の強化） ② 精神障がい者ピアサポートに関する取り組み（研修受講者のスキルアップ） ③ 居住確保に関する取り組み（多職種連携の推進）
上小圏域第6期障害福祉計画 重点施策の該当項目	
○地域移行支援の推進と同時に、共同生活援助等の夜間支援体制の充実を図ります。	

開催予定



回/日付	内容/場所
第1回 6月21日	今年度の部会計画について ・長期入院患者等の地域移行に関する取り組みについて ・精神障がい者ピアサポートに関する取り組みについて ・居住確保に関する取り組みについて 場所：上田市ふれあい福祉センター（一部リモート）
7月予定	ピアサポート基礎研修受講者の集いおよび勉強会等 3回から4回/年 場所：上田市ふれあい福祉センター
第2回 9月予定	居住確保に関する取り組みについて ・顔合わせおよび意見交換等 場所：未定
第3回 10月予定	長期入院患者等の地域移行に関する取り組みについて 場所：未定
第4回 12月予定	長期入院患者等の地域移行に関する取り組みについて 場所：未定
第5回 2月予定	今年度の振り返りおよび来年度へ向けて ・長期入院患者等の地域移行に関する取り組みについて ・精神障がい者ピアサポートに関する取り組みについて ・居住確保に関する取り組みについて 場所：未定

参加機関	福祉事業所	相談支援事業所相談支援専門員 福祉サービス事業所職員 ピアスタッフ
	医療機関	精神科病院 精神保健福祉士
	行政機関	上小圏域内 市町村（保健）福祉関係課担当者 長野県上田保健福祉事務所福祉課担当者、健康づくり支援課担当者
	当事者団体等	精神障がい者家族会
	その他	* 住まいに関連する関係団体等、検討課題により必要に応じて 部会員以外の方の参加あり
	部会長	長和町町民福祉課 係長
事務局	長野県上田保健事務所健康づくり支援課 上小圏域基幹相談支援センター	

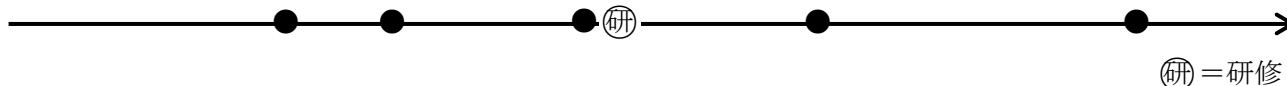
令和3年度 上小圏域障がい者自立支援協議会

## 療育・発達専門部会 年間計画（案）

テーマ	① 障がい児支援事業所への自己評価、課題の確認と質の向上に向けての支援基盤の構築 ② 緊急時支援体制について周知の方法等の確認
上小圏域第6期障害福祉計画 重点施策の該当項目	○障がい児の緊急時支援体制や放課後及び長期休暇中の支援基盤（放課後等デイサービスなど）の整備と支援の質の向上を図ります。 ○医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を図ります。 ○療育支援の充実とともに、強度行動障害児者のサービス提供事業所の体制整備に向け協議の機会を作ります。

開催予定

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



⑧ = 研修

回/日付	内容/場所
第1回 6月2日	顔合わせ・障がい児支援事業所への支援に関する課題整理について (事業所評価やアンケート) 場所：上田市ふれあい福祉センター
第2回 7月30日	緊急時支援体制について周知の仕方等の確認 場所：上田市ふれあい福祉センター
第3回 9月2日	事業所評価まとめと質の向上に向けての支援の見直し 研修に向けての打ち合わせ 場所：上田市ふれあい福祉センター
第4回 9月22日	研修予定「内容未定」 場所：未定
第5回 11月11日	アンケート結果に基づいて療育コーディネーターとの研修企画 場所：上田市ふれあい福祉センター
第6回 2月10日	まとめ 場所：上田市ふれあい福祉センター

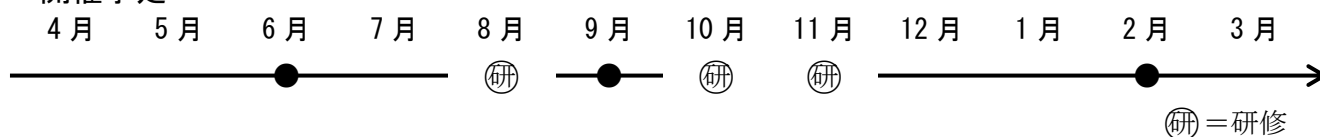
参加機関	連絡会、協議会	在宅福祉サービス連絡会
	福祉事業所	放課後等デイサービス事業所、児童発達支援センター
	教育機関	教育委員会担当
	行政機関	上田市障がい者支援課
		上田市真田市民サービス課
上田市丸子市民サービス課		
	上田市武石市民サービス課	
	東御市福祉課	
	長和町町民福祉課	
	青木村住民福祉課	
	部会長	上田市障がい者支援課係長
	事務局	上小圏域基幹相談支援センター

令和3年度 上小圏域障がい者自立支援協議会

## 就労支援専門部会 年間計画（案）

テーマ	① 就職困難性を抱える方の就職及び定着促進【就労支援者研修】 障がいのある方が自分の状況を振り返り見える化した「情報共有シート」の普及を図る為、支援機関向けの研修会を開催する。 ② 職場の理解促進【中小企業雇用管理担当者研修】 障がい者が離職する理由を検証し、雇用管理担当者向けの研修会を開催する。 ③ 次年度の活動計画立案の為、企業を対象に障がい者雇用についての課題や支援機関に求める項目等についてアンケートを行う。
上小圏域第6期障害福祉計画 重点施策の該当項目	
○ 就労系事業所における情報共有ツールの普及に努め、一般就労希望者の支援と定着率向上を図ります。	

開催予定



回/日付	内容/場所
第1回 6月22日	令和2年度活動報告 令和3年度活動計画について意見交換 ハローワーク上田管内の雇用情勢について 各支援機関より報告 他 場所：上田合同庁舎 南棟2階会議室
第2回 9月予定	令和3年度中間報告 事業主アンケートについて意見交換 場所：未定
第3回 2月予定	令和4年度活動計画について意見交換 場所：未定
<b>【就労支援者研修】</b>	
第1回 11月予定	情報共有シート「就労パスポート」実践報告と意見交換 場所：未定
<b>【中小企業雇用管理担当者研修】</b>	
第1回 8月予定	第1回障がい者雇用管理担当者研修会 「上小圏域におけるリワーク（復職）支援について」（課題） 場所：未定
第2回 10月予定	第2回障がい者雇用管理担当者研修会 「メンタル疾患を抱える者の雇用管理の上でのポイント講座」（課題） 場所：未定

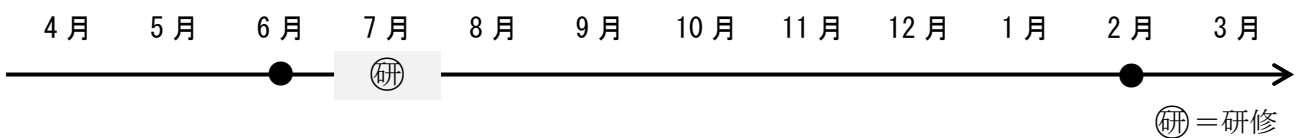
参加機関	福祉・就労支援機関	若者サポートステーション、上田市生活就労支援センター、東御市生活就労支援センター、就労定着支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所
	医療機関	千曲荘病院 鹿教湯病院 三才山病院
	教育機関	長野県上田養護学校、長野県佐久技術専門校、長野大学
	行政機関	長野県上田保健福祉事務所福祉課、長野県上田地域振興局、長野県長野地域振興局、上田市福祉部障がい者支援課、上田市丸子地域自治センター市民サービス課、上田市真田自治センター市民サービス課、上田市武石地域自治センター市民サービス課、上田市商工観光部地域雇用推進課、東御市福祉部福祉課、長和町町民福祉課、青木村住民福祉課
	部会長	東御市 健康福祉部 福祉課 地域包括支援係 係長
	副部会長	上田公共職業安定所 専門援助部門 上席職業指導官
事務局	上小圏域障害者就業・生活支援センターSHAKE	

令和3年度 上小圏域障がい者自立支援協議会

## 人材育成専門部会 年間計画（案）

テーマ	① 主任相談支援専門員の機能と役割についての共有と実践モデルの構築 ② 相談支援専門員の圏域内OJT体制と検証・評価機能の構築
上小圏域第6期障害福祉計画 重点施策の該当項目	
○主任相談支援専門員の配置を促進するとともに、圏域内でのOJTの体制整備を図ります。	

開催予定



回/日付	内容/場所
第1回 6月3日	令和3年度 人材育成専門部会 年間計画の検討 場所：上田市ふれあい福祉センター 2階 市民ホール
第2回 7月1日	令和3年度相談支援専門員OJT体制の実践に向けた事前研修 【対象：主任相談支援専門員】 場所：上田市ふれあい福祉センター 2階 市民ホール
第3回 10月予定	上半期 OJT 実践の中間評価 令和3年度 相談支援従事者初任者研修 実地教育実践の報告 場所：未定
第4回 2月予定	下半期 OJT 実践の中間評価および年度評価 令和3年度 相談支援従事者現任研修 実地教育実践の報告 令和3年度 人材育成専門部会の振り返りとまとめ 場所：未定

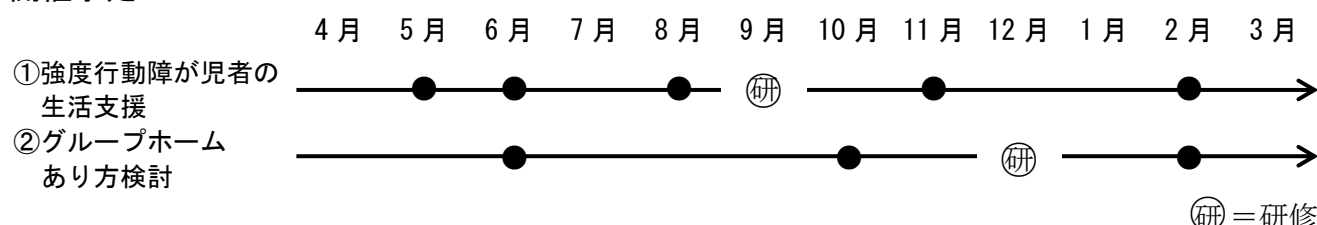
参加機関	福祉事業所	主任相談支援専門員（3名：つつじ・ほっと・カナン） （他1名：やすらぎ 要所にて参加） 相談支援事業所（やすらぎ・シャイン）
	行政機関	上田市障がい者支援課 東御市福祉課 長和町町民福祉課 青木村住民福祉課
	部会長	上田市丸子市民サービス課 係長
	事務局	上小圏域基幹相談支援センター

令和3年度 上小圏域障がい者自立支援協議会

## 生活支援専門部会 年間計画（案）

テーマ	①強度行動障がい児・者の生活支援について学習する場を提供するとともに事業所内、圏域内での支援体制を構築する。 ②圏域内グループホームの実態調査に基づき、グループホームからの地域移行の促進に向けて課題の整理と今後のあり方を検討する。
上小圏域第6期障害福祉計画 重点施策の該当項目	○地域移行支援の推進と同時に、共同生活援助等の夜間支援体制の充実を図ります。 ○療育支援の充実とともに、強度行動障害児者のサービス提供事業所の体制整備に向け、協議の機会を作ります。

## 開催予定



## ①強度行動障がい児者の生活支援

回/日付	内容/場所/時間
第1回 5月17日	・昨年度までの振り返り（強度行動障がい児・者支援者研修について） ・年間スケジュールの作成 ・「上小圏域内重度障害者等包括支援者研修会」の企画会議 支援状況報告会兼強度行動障がい児・者支援者研修会 場所：上田市ふれあい福祉センター
第2回 6月22日	・「上小圏域内重度障害者等包括支援者研修会」の企画会議 支援状況報告会兼強度行動障がい児・者支援者研修会 場所：上田市ふれあい福祉センター
第3回 8月19日	・「上小圏域内重度障害者等包括支援者研修会」の企画会議 支援状況報告会兼強度行動障がい児・者支援者研修会 場所：上田市ふれあい福祉センター
第4回 9月10日 16日	・「上小圏域内重度障害者等包括支援者研修会」開催（9月10日かりがね福祉会・9月16日縦の木福祉会） 支援状況報告会兼強度行動障がい児・者支援者研修会
第5回 11月4日	・「上小圏域内重度障害者等包括支援者研修会」振り返り 支援状況報告会兼強度行動障がい児・者支援者研修会 場所：上田市ふれあい福祉センター
第6回 2月3日	・令和3年度振り返り ・令和4年度計画 場所：上田市ふれあい福祉センター

参加機関	福祉事業所	上小圏域内の「重度包括支援事業」のサービスを行っている社会福祉法人の職員（サビ管、主任など支援の中心を担っている者）、長野県知的障害福祉協会強度行動障がい支援者研修実行委員
	教育機関	上田養護学校進路担当職員
	行政機関	上小圏域内の市町村福祉担当者
	部会長	青木村住民福祉係係長
	事務局	上小圏域基幹相談支援センター



## ②グループホームあり方検討

回/日付	内容/場所/時間
第1回 6月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上小地区心身障害者施設連絡協議会 GH 担当者会との情報共有</li> <li>・年間スケジュールの作成</li> </ul> <p style="text-align: right;">場所：上田市ふれあい福祉センター</p>
第2回 10月予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GH 支援者研修会の企画</li> </ul> <p style="text-align: right;">場所：上田市ふれあい福祉センター</p>
第3回 12月予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GH 支援者研修会の実施（日程は現時点では未定）</li> </ul> <p style="text-align: right;">場所：未定</p>
第4回 2月予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GH 支援者研修会の振り返り</li> <li>・次年度に向けての意見交換</li> </ul>

参加機関	福祉事業所	上小地区心身障害者施設連絡協議会 GH 担当者会代表 2 名
	行政機関	上小圏域内の市町村福祉担当者
	部会長	青木村住民福祉係係長
	事務局	上小圏域基幹相談支援センター